

J R サービス 労「申」第 2 号

2 0 2 5 年 8 月 2 7 日

株式会社 関西新幹線 サービス

代表取締役社長 小松 修治 殿

J R サービス 労働組合

執行委員長 柳楽 関

J R 東海からの出向社員に関する申し入れ

サービス労働組合が発行責任者火野宮敦名で発行した『新幹線ニュース』2025年6月27日付（通算496号）によれば（別紙）、J R 東海から出向している社員は「J R 東海の社員としての義務を放棄し、ましてやグループ会社に土足で上がり込み」、「彼ら出向社員はJ R から給料が支給されていると、皆さん思っているでしょうが、サービス会社が出向負担金として正社員と同等の賃金を負担しています。それはプロパー社員の皆さんが汗水垂らして稼いだお金です。」、「早々にお引き取りいただき」との記載がある。この『新幹線ニュース』は、各事業所の組合掲示板に掲出され、サービスに勤務する多数の従業員をはじめ不特定の業者にも閲覧された。

この『新幹線ニュース』に記載されている内容は、重大な名誉棄損に該当する他、刑法第231条侮辱罪に該当するものも含んでいると考える。したがって、下記の通り申し入れるので、早急に団体交渉を開催し誠意ある回答を行うこと。

記

1. 出向社員がJ R 東海の社員としての義務を放棄した事実があるのか明らかにすること。
2. 出向社員の給料（給与）はどこが支払っているのか明らかにすること。

以 上